別添

着地検査期間中の飼養管理

１　移入家畜は、他の家畜から十分隔離できるような場所又は施設（以下「隔離施設」という）で飼養する

２　隔離施設で使用する器材等は専用のものとし、出入口には消毒槽を設置

３　糞尿及び廃棄物は、衛生的に処理する

４　ネズミ等の衛生動物の侵入を防止する

５　着地検査期間中（３週間）の家畜の移動は原則行わない

６　隔離施設には、できる限り専任の飼養管理者を置く

７　隔離施設には、関係者以外の立ち入りを禁止する

８　隔離施設への出入り時には、帽子、上衣、ズボン、ゴム長靴等を専用のものに取り替え、手指と併せて帽子、上衣、ズボン、ゴム長靴等の消毒を行う

９　隔離施設における作業は、隔離施設以外での作業が終了した後に行う

10　隔離飼養期間中の家畜の健康状況については、その把握に努め、記録を行い、異常を認めた場合には、速やかに家保に届け出る。また、隔離施設、飼槽等の清掃、洗浄及び消毒に努める

11　移入先での衛生状況等を勘案し、ワクチン接種が必要と認められる場合には実施に努める

着地検査期間中に移入家畜に異状がみられた場合は、速やかに家畜保健衛生所まで連絡願います。

北海道空知家畜保健衛生所
TEL：0126-22-4212
FAX：0126-23-9676